

令和4年定期監査の結果に基づく措置状況

【総務部】

監査の結果	措置の内容	担当課
<指導事項> 備品の管理について、全庁統一的かつ効率的に行うことができるよう、備品台帳のシステム化を検討されたい。また、各課において定期的に備品台帳と現物の照合を行い適切に管理するよう指導するとともに、管理状況の把握に努められたい。	システムに関しては、他市の状況を踏まえ、その必要性、費用対効果等について検討を行う。 台帳と現物の照合については、昨年度、新庁舎移転に際し、台帳と現状の備品の有無を確認するよう通知している。今後も現物との照合に関し定期的に指導を行う。	契約管理課
<指導事項> 敦賀市財政状況公表条例に基づき公表される財政事情において、同条例で定められた公表すべき事項のうち一部公表されていない事項があるので、条例に基づき適切に公表されたい。	敦賀市財政状況公表条例に基づき、6月及び12月に公表する財政事情において、適切に対応する。	財政課
<業務意見> 地域コミュニティ事業費補助金について、交付決定を行うに当たっては、申請者に対し、申請内容や補助金により購入するものの用途等を確認するなど、補助の趣旨に沿う内容であるか十分な審査を行うよう努められたい。	地域コミュニティ事業費補助金については、地域住民が相互間の連帯意識を深め、快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図ることを目的としている。 これまでも補助の趣旨に沿った事業を行っており、引き続き各地区への周知徹底を行うとともに、十分な審査を行う。	総務課
<業務意見> 各課において文書等の発送に伴い同封する返信用封筒について、各課個別の対応ではなく料金後納制度の利用等、全庁的な経費削減の取組みを検討されたい。	料金後納制度を利用した場合、1件あたり手数料が21円必要となる。仮に100通発送した場合をシミュレーションすると下記のとおりとなる。 ・返信用の切手を貼った場合 8,400円 ・後納で80通の返信の場合 7,920円 ・後納で85通の返信の場合 8,415円	総務課

	返信率が 84%以下の場合は、後納の方が経費負担の軽減が見込まれる。 一方で後納郵便を利用するためには、封筒に後納表示のある封筒を作成する経費も必要になる。そのため、一定数以上のアンケート等については、現状においても後納制度を利用し、経費の削減に努めている。	
<業務意見> 新庁舎建設に伴い購入した備品については契約管理課の一括管理となっているため、各備品の設置または保管場所を明確にし、適切に管理するよう努められたい。	形状により既定の場所に設置されている備品は、備考欄に設置箇所が記載されている。事務机、椅子などの共通備品は、定期的に各部署から保管状況の報告を求めることで、適正管理に努めていく。	契約管理課

【市民生活部】

監査の結果	措置の内容	担当課
<指導事項> 窓口において申請に基づき交付した戸籍謄本について、一定の期間経過後に申請者からの返却申し出に応じ手数料を還付した事例があった。戸籍等証明書の交付においては、受付及び交付の際に十分な聞き取りや確認を行う等、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止策を検討されたい。	新庁舎移転後は「書かせない窓口」の実施により市民サービスの向上を図っているが、反面、口頭での聞き取りによる申請書の作成は誤交付につながりやすいリスクがあるため、そのリスクをしっかりと認識し、より丁寧な聞き取りに努めると共に、不明確な場合には必要に応じて証明書の記載も求めていくなど対応の改善を図っていく。 また、証明書作成者以外の課員が点検する相互確認体制を徹底し、交付の際にも改めて申請者の本人確認を行うなどして、交付誤りを防いでいく。 今後、本事案のようなことがないよう、改めて課員に対して正確丁寧な窓口対応について指導し、適正な事務の遂行に努める。	市民課

<業務意見> 一般廃棄物最終処分場整備事業に係る土地の造成工事について、固定資産台帳の記載に当たっては、固定資産をどのように計上すべきかを十分に検討し、適切に整理するよう努められたい。	市の定める「固定資産台帳更新基準」に則り、造成工事費については、当該償却資産（取得用地）の資産価値を高め、耐久性を増すこととなるため、資本的支出として資産に計上する。 また、資本的支出に該当する金額については、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして新規に登録する。	環境廃棄物対策課
--	---	----------

【福祉保健部】

監査の結果	措置の内容	担当課
<指導事項> 補助事業に係る事前着手届について、4月1日着手予定とする事前着手届出書が5月17日付けで提出されているものがあつた。補助団体に対し指導するとともに、適切な事務の執行に努められたい。	事前着手届出書遅延の段階で、補助団体に対し指導すべき事案であつた。 当該補助団体に対しては、事前着手する際の届出を遅滞なく行うよう指導するとともに、再発の防止を徹底した。	地域福祉課
<指導事項> 補助事業実績報告書に添付される団体監査報告書について、監事が監査した内容及び結果についての記載のないものがあつた。提出書類の審査に当たっては慎重を期すとともに、補助団体に対し適切に指導されたい。	補助事業実績報告書に団体の監事が監査した内容及び結果が正確に記載されるよう、団体に対し指導した。 事務担当及び係員に対し、提出書類の審査を慎重に行うよう徹底した。	地域福祉課
<指導事項> 補助金のうち、補助団体の行う特定の事業ではなく、団体運営及び活動全般に対する補助金に係る交付申請及び実績報告については、当該団体全体の収支予算書及び決算書等の提出を求め、補助金交付の正当性、妥当性を審査するよう努められたい。	令和4年度の補助金実績報告及び令和5年度の補助金交付申請の際に、団体全体の収支予算書、収支決算書を提出するよう、補助団体に対し指導済み。	健康推進課

＜業務意見＞ 施設へのアクセス方法に関し、関係機関に働きかける等、施設の利用促進及び利用者の利便性向上を図るよう努められたい。	こどもの国の利用促進及び利便性向上を図るため、令和4年度末に、こどもの国リニューアル基本構想を策定いたしました。また、こどもの国へのアクセス改善について、生活安全課等の関係機関に働きかけを行っていく。	児童文化センター
---	---	-----------------

【産業経済部】

監査の結果	措置の内容	担当課
＜指導事項＞ 食品産業の輸出向け HACCP(ハサップ)等対応施設整備事業費補助金について、交付要綱において対象経費が明確に示されていない。補助金交付の正当性及び妥当性が判断できるよう、交付要綱の見直しを検討されたい。	当該事業については、国（農林水産省）の交付金事業であり、国の採択を受けた場合、本市において実施するものである。 本市の交付要綱は、国の実施要綱及び交付要綱と齟齬がないよう国に準じており、本市独自の解釈により対象・対象外の判断ができないため、現時点では見直しを行う予定はない。 しかしながら、国の交付要綱等が改正されれば、国に準じて改正を行うことはある。	商工貿易振興課

【観光部】

監査の結果	措置の内容	担当課
＜指導事項＞ 観光賑わい推進事業補助金については、複数年度にわたり継続している事業にもかかわらず、補助金交付要綱が策定されていない。補助事業の目的や、補助金交付の正当性及び妥当性を確認できるよう、個別の補助金交付要綱の策定を検討されたい。	補助金交付要綱の策定について検討したい。	観光交流課

<指導事項> 敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場指定管理に関し、指定管理者の行う指定管理業務と自主事業について、明確な根拠に基づき適切に区別するとともに、自主事業に伴う施設の使用許可の可否についても検討されたい。	当初の事業計画に記載されている部分は、指定管理業務に該当すると判断しているが、自主事業との区分について、改めて整理したい。	観光交流課
<業務意見> 敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場指定管理に関し、納付金の規定について、経常利益が生じた場合とした根拠を明確に理解するとともに、適正な指定管理料の算定につなげるよう努められたい。	経常利益と記載している部分は、事業決算における年間収入と年間支出との差額を想定している。 経常利益としている明確な根拠はなく、次回の基本協定締結時には、文言の修正を行いたい。	観光交流課
<業務意見> 敦賀景観まちづくり刷新推進協議会については、令和２年度で事業が完了しているが、協議会が存続している限りにおいては、毎年度収支決算書の作成と通帳残高の確認をすることが望ましい。	今後（令和４年度決算以降）は指摘どおり会計監査を実施していくこととする。	新幹線誘客課

【建設部】

監査の結果	措置の内容	担当課
<業務意見> 道路照明灯ＬＥＤ灯具等一式の賃貸借契約について、リース会計基準に則った適切な会計処理の方法を検討されたい。	当該契約が「所有権移転ファイナンス・リース契約」に該当し、『固定資産台帳更新基準』に基づいて資産台帳に登載すべき案件であると考えられるため、財政課・契約管理課とも協議を行い、適正に対応いたしたく考えている。	道路河川課

＜業務意見＞ 他部署から受託して行う業務について、新地方公会計制度の趣旨に鑑みて、事業別の収支を明確にするため、人件費を含め事業ごとの経費を把握できるようなシステムを検討されたい。	当課の業務は受託業務だけではなく、人件費にしてもコピー用紙代などの消耗品費にしても、事業ごとの経費を算出するのは困難である。 県内の他の自治体から聞き取りを行ったところ、事業ごとの人件費を把握しているところはなかった。 紙、インク代について、工事の規模に応じて受託依頼課に負担させているところがあったが、実際の使用量に応じた負担はさせていなかった。 今回の意見については、今後も引き続き検討していくこととしたい。	住宅政策課
--	--	-------

【水道部】

監査の結果	措置の内容	担当課
＜業務意見＞ 下水道整備について、汚水に関しては整備計画や整備状況が明確になっているが、雨水に関しては整備状況がわかりにくいものとなっている。現状をしっかりと把握し、計画を立てて整備を進められたい。	雨水の整備については、事業認可区域内における既に浸水被害が発生している緊急度及び幹線等の重要度が高く、また老朽化が著しく生活環境に影響を及ぼす水路について優先的に改築を進めているところである。 令和5年度からは、市街地全域において、既設水路の現地測量（幅、深さ、勾配等）を行い、令和7年度にはデーターを基に数値化された浸水箇所や範囲が判断できる「浸水想定区域図」を作成する予定である。 よって、作成後は、改築の優先順位を明確化することで計画的な整備を進めていけるものと考えている。	下水道課

【会計課】

監査の結果	措置の内容	担当課
<業務意見> 会計課窓口及び指定金融機関において収納する各公金の納付書について、三連納付書の様式が統一されていない。事務の効率化及びミス防止のため、納付書様式の統一化を検討されたい。	担当業務により、納付書を発行するシステムの様式が異なるため、現在様々な様式が存在している。 全国的に様式が定まっているものや、システム上様式を変更することが困難なものもあるが、今後システムの更新を行う場合には、全庁的に様式の統一について検討していきたい。	会計課

【敦賀病院事務局】

監査の結果	措置の内容	担当課
<業務意見> 未収金・未払金については、適正に計上するとともに、後年に不明なものが残らないよう、随時、収入・支払・残高を確認し適切に処理するよう努められたい。	医業外未収金の管理については、随時、担当者が担当業務に係る調定から収入（入金）までを確認している。また、年度末に再度未収金の詳細を確認し、不明な金額が生じないようにしている。 未払金については、随時、担当者が支払確認をしている。年度末には、決算作成と並行して未払金の内容を確認し、確実に支払うようにしている。	総務企画課
<業務意見> 未収金回収業務委託について、業務が適正に行われ、本市への報告が正確になされているか確認する方法を検討されたい。	業務意見を受け、弁護士法人一番町綜合法律事務所に業務に係る内部統制についての文書による報告を依頼したところ、別紙文書の提出があった。 内容を精査した結果、一番町綜合法律事務所は、個人識別に関する情報に限らず、顧客情報、契約情報等のより広い範囲の情報をその対象とする国際規格の I S M S 認証：I S O / I E C 2 7 0 0 1 : 2 0 1 3 を取得し、この認証に基づくリス	医療サービス課

	クの評価・対応を実行しており、指揮管理責任者である弁護士2名が内部監査責任者を務め、年1回以上の監査を行う体制と共に、情報セキュリティに留まらず、入出金に関しても厳格なチェック体制を構築しているとの内部監査体制についての報告内容であった。 業務上におけるチェック体制は、①クライアント別債務者入金口座の設定、②1日1回以上の通帳記帳またはインターネットバンキング活用で入金確認漏れ防止、③入金処理は、任命した入金処理選任担当者が行い、事務局責任者等のチェックを受けたうえで全件弁護士決裁を実施、④出金処理時、単独出金不能なシステム制御を導入、⑤出金内容に関し、弁護士が日々のチェックを実行という体制を堅持し、入出金漏れの防止や不正リスクを排除しているとの報告内容であった。 実際、入金のあった業務日ごとの入金連絡票の送信及び、月締めでの報告書提出と入金による突合においても間違いはなく、患者からの入金に関する問い合わせがないことから本報告書の内容に間違いはないと考える。	
--	--	--